

令和元年度 磐田市高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク会議 次第

日時：令和2年2月12日（水）

午後3時30分～

場所：ひと・ほんの庭 にこっと 2階視聴覚室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 会長選任

4 議 事

① 高齢者・障がい者虐待の発生状況について

資料1、 資料2

② 虐待防止の啓発等について

資料3

③ 障害者差別解消について

資料4

5 その他

成年後見制度について

資料5

6 閉 会

## 令和元年度 磐田市高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク会議 会議録

開催日時 : 令和2年2月12日(水) 午後3時30分～4時30分  
場 所 : ひと・ほんの庭にこっと 2階視聴覚室  
出席者 : 委員17名 欠席 2名

1. 開 会
2. 委嘱状交付
3. 会長選任
4. 議 事
  - ①高齢者・障がい者虐待の発生状況について
  - ②虐待防止の啓発等について
  - ③障害者差別解消について
5. その他
  - ・成年後見精度について
6. 閉 会

事務局：・・・・・・会議のほうを始めさせていただきます。

まず、資料の確認をさせていただきたいと思います。本日の次第、委員名簿、それから右上に資料1と書かれたもの。同じく資料2、資料3、資料4、資料5、それからチラシですね。障害者への虐待を防ぎましょう。それからもう一つ、障害者差別解消法、この2種類、あと会議の設置要綱となります。足りないものがございましたら、よろしいでしょうか。

それでは、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和元年度磐田市高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク会議を開会いたします。

会議に先立ちまして、各団体からの推薦等により委員に選出された皆様へ委員の委嘱をさせていただきたいと思います。

委嘱の前に磐田市高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク会議につきまして、新しく委員になられた方もおりますので、まず会の趣旨等を説明させていただきます。

要綱にもありますように、まず会の目的ですけれども、「高齢者と障害者への虐待の発生予防と早期発見、早期対応に資すること」、それから「障害者差別の解消

を推進すること」でございます。

役割は、関係機関及び民間団体と連携強化を図ることとしております。

以上の目的・役割を果たすため、本会議では虐待防止のための啓発に関することや、虐待の情報提供及び情報交換を進めること、障害者差別解消法のための啓発や情報提供、情報交換を進めていくこと。また、関係機関との連絡調整をすることなどを協議していただくこととなっております。本日は、忌憚のない御意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委嘱状の交付を行いたいと思います。皆様、恐れ入りますが、その場で御起立をお願いいたします。

(委嘱状 交付)

事務局：他の委員の皆様には机の上に委嘱状を御用意させていただいておりますので、御確認をお願いいたします。

委員の任期につきましては、令和3年3月31日までとなりますのでよろしくお願いいたします。

事務局：それでは議事に入ります。

議事につきましては、要綱によりまして会長が議長となりますので、会長よろしくをお願いいたします。

会長：それでは、早速議事に入ります。

初めに1、高齢者・障がい者虐待の発生状況について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：改めて、福祉課政策相談グループの寺井と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうからは、磐田市における高齢者虐待及び障害者虐待の発生状況について報告をいたします。

初めに、高齢者虐待の状況についてです。お手元の資料1をごらんください。

1ページ目は、平成26年度から30年度の養護者による虐待の通報相談件数の集計となります。平成30年度は通報相談件数が31件となっております。そのうち25件が虐待もしくはその疑いがあると判断したものでした。今年度につきましては12月末までの件数となりますが、現在23件の通報相談があり、20件についてを虐待もしくはその疑いがあると判断をしております。

虐待の種別ですが、身体的虐待が毎年最も多くなっております。身体的虐待は体にあざ等ができることから、ほかの種別に比べて発見がしやすいというあらわれだとも考えられます。

次に多いのが心理的虐待という結果になっております。このほかにも心理的虐待や介護放棄など複数の虐待を受けている事例もあります。

2ページ目をごらんください。

相談通報が誰からあったかを示すものとなります。相談通報者につきましては

介護支援専門員、介護保険事業所職員が約42%と最も多くなっています。介護認定を受けている方につきましては、デイサービス通所時やヘルパー訪問時など介護サービスを受ける中で発見がされやすく、通報につながっているものだと考えております。

続いて、3ページをごらんください。

上段は平成30年度の主な虐待者の分類となります。夫からというものが最も多く、続いて、ほぼ同数で息子という結果でした。毎年度同様の傾向で男性によるものが多いという結果になっております。

中段は、被虐待者、虐待を受けた方の介護度についてです。平成30年度は虐待もしくは虐待の疑いがあると判断した31件のうち20件と、約6割が介護認定のある方という結果になっております。

3ページの下段ですが、こちらは養介護施設従事者による虐待件数の表となります。養介護施設従事者とは、介護施設や介護サービス事業に従事する人のこととなりますが、平成30年度については通報相談はありませんでした。

続いて、平成29年度の国、県、磐田市の高齢者虐待の発生状況についてです。資料1の4ページ目をごらんください。

この資料は、平成29年度の高齢者虐待の対応状況等の調査結果で、国、静岡県、磐田市ごとにまとめたものになります。

まず、相談・通報件数です。国は3万40件、県が649件、市は22件となっております。平成28年度と比較すると、市のほうは減少していますが、国、県については増加をしているという結果になっております。相談通報者は介護支援専門員、介護保険事業所職員が国、県、市のいずれも最も多くなっています。

続いて、国、県は警察が多く、市は平成29年度につきましては、被虐待者本人からの相談・通報が多い結果となっております。

次に、真ん中の表ですけれども、こちらは相談・通報があったうち、虐待と判断した件数になります。国は1万7,078件、県が371件、市は21件という結果になっております。

一番下の表は、養介護施設従事者による虐待件数の表となります。国が510件、県は9件報告されております。国の件数につきましては、昨年度平成28年度と比較しておよそ1割強の増加となっております。

続いて、5ページ目をごらんください。

虐待の種別になりますが、国、県、市ともに身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待となっております。なお、身体的虐待、経済的虐待等の複合的な虐待ケースによるものもあり、1つの事案に虐待種別が複数あることもあるので、合計は虐待件数には合致をしております。

続いて、6ページをごらんください。

6ページの上の表は、虐待者の続柄ですが、国、県、市ともに息子が最も多くなっています。国と県は次に夫からが多く、市では平成29年度につきましては、息子の配偶者が多いという結果になっております。

下の表につきましては、虐待への対応としての分離の有無についてです。分離を行った割合は国が約28%、県は約38%、市は33%という結果になっております。分離をしない事例は、介護負担が原因の虐待ということであれば、在宅の介護サービスを見直す等により、養護者の負担を軽減することで対応可能なケースがあるためです。なお、経済的虐待については根本的な原因の解決に時間がかかりますので、虐待の状態が長期化する傾向があります。

次に7ページ目、被虐待者の状況になります。

①の性別ですが、国、県、市ともに圧倒的に女性が多いという結果になっております。

②は虐待されていた人の介護度ということですがけれども、こちらは国、県が約3割、市の約4割が介護認定なしという結果となっております。

③につきましては、介護認定されている人の認知症日常生活自立度の表になります。

自立度Ⅱ、これは日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の混乱さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態というレベルになりますが、この自立度Ⅱ以上が国は約74%、県は約76%高く、市は約52%という結果になっております。

以上の結果から、高齢者虐待についてですけれども、認知症の症状を持つ高齢者が虐待の被害者となるケースが多いということ、男性によって女性が虐待を受けるケースが多いということ、相談・通報者については介護支援専門員、介護保険事業所職員からの通報が最も多いということ、あと全国的には養介護施設従事による虐待件数が増加しているといった実態が読み取れるかと思えます。

簡単ですが、高齢者の虐待発生状況については、以上とさせていただきます。

続きまして、平成30年度の障害者虐待の発生状況について報告をさせていただきます。資料2を御用意ください。

まず初めに、資料の数字の訂正をお願いいたします。1ページ目の上段、養護者による虐待の令和元年度の通報相談件数なんですが、こちらを「2」から「1」に、虐待もしくはその疑いがあると判断した数を「0」から「1」に、虐待の種別の身体的虐待を「0」から「1」に訂正をお願いいたします。大変申しわけありませんでした。よろしくをお願いいたします。

では初めに、資料の上段、養護者による虐待についてです。

平成30年度通報相談件数は5件で、うち虐待もしくはその疑いがあると判断したものについては、なしという結果でした。近年の状況を見てみますと、通報相談

件数については、おおむね横ばい状態となっております。通報相談件数のうち、虐待もしくはその疑いがあると判断した案件については、平成27年度以降はなしという状況でしたが、しかし、今年度につきましては12月末までの件数になりますけれども、1件の通報相談件数があり、この案件は虐待もしくはその疑いがあると判断したという結果になっています。

次に、資料の中段ですけれども、こちらは障害者福祉施設従事者等による虐待についてになります。福祉施設従事者とは障害者福祉施設、または障害者福祉サービス事業等の業務に従事する者を言います。平成30年度通報相談件数は1件で、うち虐待もしくはその疑いがあると判断した者はないという結果になっております。

次に資料の下段、使用者の虐待についてです。使用者とは、障害者を雇用する事業主または事業の経営担当者、その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするものを言います。平成30年度につきましては、通報相談件数は1件で、うち虐待もしくはその疑いがあると判断したものは1件ということになります。こちらの案件につきましては、マスコミ等でも報道されているため、委員の皆様の中にも御存じの方もいらっしゃるかなと思います。磐田市内の企業で障害のあると思われる従業員が、別の従業員の方から暴行を受けているという動画がインターネット上に投稿され、通報相談があったというものになります。

市としましては、対応マニュアルに沿いまして緊急会議を開催し、虐待と判断をして県へ報告をしております。また、産業部の担当課と福祉課で企業訪問をし、状況や今後の対応等について助言を行っています。

被害を受けた従業員の方につきましては、御病気はあったものの障害者手帳等の所持はありませんでしたが、県で調査を進めた結果、虐待があったと判断され指導を行った旨の報告を受けております。

続いて、国、静岡県、磐田市の障害者虐待発生状況についてです。資料2の2ページをごらんください。

平成29年度までの国、静岡県、磐田市の状況をまとめたものになります。資料の上段、養護者による虐待についてです。

国、県では、平成29年度の相談通報件数及び虐待と判断した件数ともに前年、平成28年度より増加をしています。

磐田市につきましては虐待と判断したものはなく、相談通報件数も平成28年度より減少をしているという状況になっています。

虐待行為の類型ですけれども、国、県ともに身体的虐待が最も多く、続いて心理的虐待ということで、高齢者虐待と同様の結果となっております。

資料への掲載はしてありませんが、国のほうの調査結果を見ますと、被虐待者の性別については男性が35.9%、女性が64.1%と、女性が多いという結果になっています。あと、被虐待者の障害種別ですけれども、知的障害が55.0%、精神障害が

34.3%、身体障害が19.1%で、知的障害を持つ方が大変高いという結果になっています。

虐待者の性別につきましては、男性が62.4%、女性が37.3%と高齢者虐待同様に男性による虐待が多いという結果になっています。

次に、資料の下段、障害者福祉施設従事者等による虐待についてです。

国では、相談通報件数及び虐待と判断した件数が増加をしております。県では相談通報件数は減少しましたが、虐待と判断した件数は増加をしております。磐田市につきましては、相談通報件数及び虐待判断件数ともに平成28年度と比較すると増加をしているという結果になっています。

以上の状況から、養護者による虐待、障害者福祉施設従事種等による虐待の相談通報件数、虐待と判断される件数については増加傾向にあるということがわかるかなと思います。この背景の1つとして、障害者虐待の防止に対する理解が進んだことが考えられるかなと思います。市のほうとしましては、高齢者虐待及び障害者虐待ともに相談通報、後は虐待と判断される件数が増加傾向にあるという実態を真摯に受けとめまして、虐待防止、問題解決へ向けた取り組みを今後も推進していきたいと考えております。

簡単ですが、報告は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

会 長 : ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、何か御質問はございませんでしょうか。御質問はございませんか。

それでは、私から1ついいでしょうか。高齢者のほうの虐待発生事例、障害者のほうもそうだと思うのですが、令和1年度が11月末なのですから、例年の関係ですと、あと何名かふえるのでしょうか。大体の・・・では。

事 務 局 : 御質問ありがとうございます。12月末現在で23件ですけれども、恐らく前年度並みの件数までになってくるのではないかなと思います。大体、月によってもばらつきがありますけれども、平均すると2件から3件、毎月上がってきていますので、恐らく昨年度と同じような数字になるかなと見込んでおります。

会 長 : ありがとうございます。ほかに何か御質問はございませんか。お願いいたします。

委 員 : 1件いいですか。高齢者のほうの2ページになるのですが、警察の方で30年度に9件あるんですね。ちょっと突出といいますか、件数が多いわけですが、警察への通報というのはどういう事例が多いのか。おわかりになりますか。わかる程度で結構です。

委 員 : 一般論として述べますけれども、僕の体感として多いのは、例えば、夫婦げんかであるとか、親子げんかであるということで現場に行って、その当事者の片方が結果65歳以上だったとか、そういった場合に通報を一応させていただくので、ちょっと思い描いている典型的な高齢がいじめられてとか、障害者がいじめられている

というよりも、どちらかという、高齢の夫婦、80過ぎのおじいさん、おばあさんで取っ組み合いのけんかをしたのがありましたけれども、そういうのが虐待として上がってきてしまっている。やはり、そういう通報をして行ってというのが多いです。ただ、あくまで事例ですけれども、今年度中にあったものだと、・・・の人が気づいて、ちょっとおかしくないかなということで一報をくれて、掘り下げていったらわかったというのがありますので、周りが気づいてくれてというパターンのほうが少ないかなという状況です。

会 長 : どうもありがとうございます。ほかにありませんでしょうか。お願いいたします。

委 員 : 高齢者のほうの資料1のほうで、4枚目の資料の③番、虐待への対応策、分離の有無というところです。分離をしていないところで、在宅介護サービスの見直しで分離をしなくても改善されたケースがあったということなのですが、特に・・・でこういう見直しを行って改善されたというようなものを教えていただければと思います。

委 員 : 福田包括支援センターの鈴木です。介護保険のサービスで見直すというのは、大体多くの場合がショートステイの利用をするということがかなり多いです。それこそ介護負担を抱えて、ちょっと暴力になってしまっているよというようなところを、大体包括とか福祉課で訪問して、そういう話が聞けるようになると、その方の介護負担を減らそうねという話をさせていただいて、それでサービスをもう少しふやして、もう少し介護負担がない時間をつくりましょうねというような計画をケアマネさんと一緒に立てていってという感じになります。

委 員 : 後はそうやってサービスが入ることによって、やはり虐待の方も潜在的に意識が、「ああ、見られているな」という意識が出てきたりするので、少し解消していくという可能性はあります。

会 長 : どうもありがとうございます。ほかに何かございませんでしょうか。お願いします。

委 員 : 高齢者のほうは、高齢者虐待対応の実務者マニュアルというのをつくって、このとおりにやっているのですけれども、障害者のほうのマニュアルはあるのでしょうか。

会 長 : それは磐田市のほうの高齢者。

委 員 : 磐田市は包括の社会福祉士で集まって、こういうマニュアルをつくって、福祉課と一緒につくったというものがあるんです。障害者の方も同じようなマニュアルがあるのかなというのを伺いたかったです。

会 長 : お願いします。

事 務 局 : 伊藤と申します。お願いします。高齢者のほうはマニュアルを見直し等させていただいて、今対応マニュアルを作成しております。

障害者のほうにつきましては、国、県のマニュアルがございまして、今それに準

じてやっているところなのですけれども、平成27年度に障害者の磐田市版のマニュアルというものも作成しておりますが、高齢者の対応マニュアルに比べますと、対応スタッフとか職員等がどのように初期対応していくかというところが、ちょっと不足もあるかなというように担当としては思っておりますので、磐田市版の対応マニュアルのほうを改めて改定してつくってまいりたいというように思っております。

会 長 : ありがとうございます。ぜひお願いいたしたいと思えます。ほかにありますでしょうか。はい。

委 員 : この資料は例えば、私の段階で、これは資料として会議に提供していいですか。公開して。

事 務 局 : 基本的に公表されているデータですので、よろしいかと思えます。

会 長 : ありがとうございます。どんどん活用して広めていただいたほうがいいのかという面もあるかと思えますので、お願いいたします。ほかにありませんでしょうか。

それでは、今度は議題2の虐待防止の啓発等について、事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局 : 済みません。虐待防止の啓発等についてを福祉課障害福祉グループの内野から説明させていただきます。資料は3番になります。

虐待防止の啓発等についてで、1、2、3となります。1番から説明させていただきます。

まず、街頭キャンペーンの実施を行いました。令和元年12月8日、いわた軽トラ市というのが開催されまして、障害者週間というのがありますので、障害者週間にあわせて関係機関の協力をしていただき、高齢者・障がい者虐待防止キャンペーンとしまして、別紙1のとおりという形で、もう少し小さくしたもののすけれども、カイロと一緒に軽トラ市に会場していただいた方に配るという形で防止のキャンペーンをさせていただいております。

続きまして、広報等の啓発としまして、広報いわた11月号に別紙2のとおりということで、別紙2のように、こちらのほうも障害者週間にあわせてなのですけれども、障害を身近に知ろうという形、あと虐待についての状況相談窓口ということで普及のほうをさせていただいております。

続きまして、講座等という形で、まず初めがケアメン講座ということで、先ほどの御説明にもあったのですけれども、男性によって女性が虐待を受けることが多いということから、高齢のほうなんですけれども、ケアメン講座としまして、男性介護者のための講座と座談会を以前より実施しております。令和元年度は2回開催しております、今年度の開催内容としまして、令和元年7月31日に「介護保険制度や施設について」、令和元年12月7日に「認知症について」ということで17名、15名と参加をさせていただいております。主催は市の地域包括支援センターの社会

福祉士のほうでやっていただいております。平成29年度、平成30年度ともに2回開催しております。

続きまして、虐待防止の講座を行っております。

まず初めに、磐田市高齢者・障がい者虐待防止講演会としまして、日時ですけれども令和元年12月13日から、内容が「虐待防止推進に向けた取り組みの理解」として、参加者が100名程度、一般対象となっているのですけれども、民生委員の改選もありましたので、民生委員の方にも多く参加していただきまして、啓発のほうをさせていただいております。主催は福祉課のほうで行っております。

それ以外にも、磐田市障害者虐待防止研修会としまして、今月の3日です。内容は「複合的な課題を抱える家族を支える」としまして、参加人数が40名、関係機関対象ということなんですけれども、障害の虐待防止についてを高齢のほうにも知っていただくということに重点を置きまして、包括と高齢者の関係者を対象としてやらせていただいております。主催が磐田市障害者虐待防止センターのほうで行っていただいております。

それぞれ済みません。上の虐待防止講演会のほうですけれども、講師のほうを呼んでおりまして、講師が静岡県社会福祉会のほうから来ていただいております。下の障害者虐待防止研修会のほうでも講師を呼んでおりまして、こちらのほうの講師が聖隷クリストファーの社会福祉学科の川向先生のほうにやっていただいております。

今年度についての啓発については、こんな形で進めさせていただきましたので報告させていただきました。ありがとうございます。

会 長 : ありがとうございます。ケアマネ講座も続いて・・・などと思いましたが、今までの説明で、何か御質問はございませんでしょうか。鈴木さん、お願いします。

委 員 : 済みません。質問ではなくて、補足なのですけれども、それこそケアメン講座、もともと横尾先生の講義の中から、私たちが前に虐待防止ネットワークの講義で横尾先生が来てくださって、そこで先生がお話ししてくださった中から、やってみようよということで始まったケアメン講座になっています。今現在、市全体としては豊田一空園と五洋の里さんの協力のもとやっているのですけれども、実は私が担当している福田地区がとても件数も多い、相談件数が多いので、福寿荘さんに協力していただいている、年に2回、福田の方中心で行ってまして、参加人数も市全体で行っているのと同じぐらいの人数が集まっています。すごく活発に皆さん来てくださっていて、男性だけだと話しやすいよというような話もありまして、実際に虐待ケースになってしまった方とかも参加してくださっているので、とても有意義な会になっているかなというように思っています。

会 長 : ありがとうございます。男性の方がどうしても行き詰まってしまうところもあると思うので、いろいろな形でサポートのためにも、同じピアカウンセラーの

形になったりとか、知識を得る形になったり、続いていけたらありがたいなと思っております。

ほかにありませんでしょうか。

それでは3番目、障害者差別解消について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：済みません。引き続きまして、障害福祉グループの内野から説明させていただきます。

障害者差別解消についてなのですけれども、まず、障害者差別解消法のことを簡単に説明させていただきます。

平成28年4月1日より施行されております。障害を理由とする差別を解消して、障害のある人もない人も平等に生活できる共生社会の実現を推進するための法律です。

具体的には、行政機関や民間事業者等が障害のある人に対し、障害を理由とする差別を禁止し、さまざまな社会的障壁を解消するための合理的な配慮を行うことが定められたものになります。

続きまして、磐田市相談実績なのですけれども、平成28年は3件、平成29年度が1件、平成30年度1件、令和元年度、12月末時点ですけれども、件数としてはゼロ件になっております。ただ、ゼロ件ではあるのですけれども、全くないというわけではないと思います。そこら辺も理解しているところなのですけれども、相談としては上がってきていないのが実際となります。

ちなみに参考で静岡県なのですけれども、平成28年度36件、平成29年度145件、平成30年度147件です。障害者政策課が県として直接受けたのが35件、相談として県のほうで委託をしていると思うのですけれども、そちらのほうで受けたのが112件となっております。

ちなみに29年度に関して言うと、障害者政策課のほうで66件、相談窓口のほうで79件ということで、県の直接というより、相談のほうで少しふえているかなというところ です。

件数の報告は以上となります。

あと、差別解消推進に向けた取り組みとしまして、磐田市のほうでは職員研修での周知・啓発を行っております。具体的に言いますと、新規採用職員に対して差別解消法の説明を行わせてもらったり、来年度、主査級の昇格者の研修があるのですけれども、その中で差別解消の説明をさせてもらったりということで、推進に向けて取り組んでおります。

それ以外にも市民、学生、事業者等への周知と理解の促進を行っております。ホームページの掲載をしたり、ポスター掲示をしたり、研修会の開催ですね。手話講習会であったり点字講習会、各種研修会で差別解消のことを、その都度説明をさせていただいているということになります。

それ以外にも、リーフレットの配布としまして一緒についているのですけれども、障害者差別解消法のリーフレットを各事業所関係機関に配布ということで周知をさせていただいております。

3番の障害者差別解消についての説明は以上となります。ありがとうございます。

会 長 : ありがとうございます。何か御質問はございませんでしょうか。お願いいたします。

委 員 : 磐田市相談実績が3件、1件、1件とあるのですが、具体的に不当な差別的取り扱いというのは、どういった内容だったのでしょうか。

事 務 局 : ありがとうございます。30年度の内容なのですけれども、相談内容が場所は大型商業施設なのですけれども、視覚障害があり、白杖を利用している相談者が、市外にある大型商業施設で多目的トイレを使用のためノックをすると、先に利用していた健常者と思われる親子から、「ノックした」と問われて、ノックしたことを伝えると、「謝れ」と怒られたということなのですけれども。視覚障害があることを説明するも理解が得られず、とてもつらい思いをしたよということで、相談で1件上がっています。

対応としましては、相談者のつらかったという思いや訴えを傾聴し、障害者の理解の促進に努めていく旨と、何かあれば、また相談に応じますよということは伝えております。

以上となります。

会 長 : ありがとうございます。ほかにありませんでしょうか。お願いいたします。

委 員 : 高齢者虐待の大分前に広報とかされるようになって、障害者差別解消のほうは比較的新しいのですけど、自分が後見人をやっている案件で、お父さんが亡くなって、相続人が4人とも障害者だったのですね。私はそのうちの1人に後見人について、遺産分割協議、銀行へ行くと後見人をつけなければ、お父さんの遺産を渡さないよという話になるので、磐田市ではないですけど、ほかの市役所に相談に行ったら、全然・協力してもらえなくて、自分のお金といたら変ですけど、普通に銀行からの出金が1年以上もできなくて、「これは障害者差別なのではないですか」と言ったら、「いや違います。仕方ないんです」と、なってしまうのがあるのですけれども。まだ、どういったことが差別なのかということ、これからだと思うので。。。。。。。

事 務 局 : ありがとうございます。

会 長 : ほかにありませんでしょうか。私も県に比べて数が少ないのが逆に心配になるので、もう少し相談できる、これが差別なんだということをみんなが自覚できて、動けるような形のための啓発活動というのが要るのだろうなと思って、「ゼロだからすばらしいですね」と言うのでなくて、もう少し知っていただけたほうがいいかな

と思っておりますので、またよろしくお願ひいたします。

ほかに何かありませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

以上で議事は終了いたしたいと思ひます。御協力ありがとうございました。

事務局：ありがとうございました。ここで次第のその他といたしまして、虐待の防止や差別解消と直接関係するものではございませんけれども、権利擁護に関する取り組みの関連といたしまして、高齢者支援課のほうから御報告をさせていただきます。よろしくお願ひします。

事務局：高齢者支援課の寺井です。お願ひします。資料の5をお願ひします。

成年後見制度の取り組みについて御説明させていただきます。

市民後見人の候補者養成講座というものを実施しています。市民後見人と言ひますのは、皆さん御承知と思ひますけれども、弁護士さんとか司法書士さんとか、社会福祉士さんなどの専門職ではなくて、一般市民の方が務める後見人で、地域の身近な存在ですので、市民感覚を生かした後見活動が図られるということで、磐田市では平成30年度から袋井市、湖西市、森町、それから社会福祉協議会、記載の団体の皆さんにかかわっていただきまして養成講座を開催しています。

平成30年度は11名、本年度は6名が修了しています。今後は社会福祉協議会の法人後見支援員として活動をしていく予定です。

来年度につきましては、法人後見人の件数が修了者を上回っていますので、養成講座は実施しません。修了者のフォローアップという形で充実をしていきたいと考えております。

それから成年後見制度の利用促進に向けた取り組みですけれども、資料5を1枚めくっていただきますと、広報いわた6月号に掲載させていただいたのと、市の職員に向けましても、包括支援センターの社会福祉士による講座を実施しまして、こちらについては25名の職員が受講しています。

それから(3)の部分ですが、市長申立て後見人等の報酬助成につきましては、記載のとおりとなっております。

報告は以上です。よろしくお願ひします。

事務局：ただいまの報告につきまして、御質問等がございましたらよろしくお願ひします。

委員：成年後見人の養成講座をやっただいて、すばらしいなと思ひますけれども、平成30年が11名で元年が6名になっているのですけれども、これは修了した人と受講者の数是一緒ですか。申し込んだ人と修了者というのは。また、できましたら大体の年齢でいいですけど、どんな構成かなと思ひますが。

事務局：年齢構成まではわからないのですけれども、参加していただいた方、磐田市では16名の方が参加しています。私も最終面接に出たのですけれども、その中でお願ひできるよという方が最終的には磐田市に6名の方がいらっしゃったという状況です。

委員：本年度16人ではなくて。

事務局：本年度、磐田市で16名、ほかの市もごございますけれども、そちらの中で最終的に6名の方が。

委員：先ほど、年齢構成の話があったのですけれども、ことしについては大体50代、60代が主にされたと思うのです。30年度は割と30歳代の、1人26歳の人が出たと思うのですけれども、一応リタイヤしている方とか、嘱託の方が多いと思います。

委員：ありがとうございます。。。。。

委員：私も養成講座の講師をやって、最終面接をさせていただいて、その中で不安に思う点ということの質問があったんです。その中でやはり、もうこれで終わりだと思おうと、フォローアップが必要だということをおっしゃっていただいて、次年度、フォローアップをされるということだったので、具体的にどういったことを予定されていますでしょうか。

事務局：修了された方のその先なのですが、社協に登録をしていただきまして、社協の・・している、法人として・・している後見人等の支援に当たっていただくのですが、それに当たって、フォローアップになるかは別にして、支援員となられた方の定期的な研修と連絡会の場を設けるようにしております。早速3月には、今年度修了された6名の方を含めて、昨年度修了された方も交えて、一緒に研修連絡会をやる予定です。その中では具体的な支援の際に、迷ったこととか、よかったこととか、そういったものを共有して、それに対するよりよい支援の方法を皆さんで考えて、学び合ったりというような場をつくりました。

事務局：ほかにはよろしいでしょうか。はい。

委員：前に戻りますけれども、私は民生委員ですけれども、高齢者の相談というのも、多分、こちらの民生委員の方はたくさんやっていることと思います。その中で資料1の3枚目、主な虐待者、夫、息子、今男が多いというのも、何となく生活上あるわけですが、私としては長年自分の妻なり母親なり、あるいはお父さんなりを見ていると、長く見ていると、やはり本人自体の、見ている人自体の介護疲れというのが新聞紙上にも大きく出されています。それから被虐待者の介護度も介護認定なしという方が、数の上では数字だけですが、多いわけですね。やはり大分口も達者だというようなことになってくる。

そういうようなところで、先ほど、介護負担をと減らすというような話が出ていますが、私たちが相談を受けた場合には、磐田市ではこのような具体的な施設、ただ、元気な方は、「介護施設へ行ってくれ」と言っても、なかなか「わしゃ嫌だ」とはっきり言うのね。そうすると、「具体的な、こういう手助けの政策がありますので、御利用してみたらどうでしょうか」ということを、高齢者でなくて介護している人に伝えるような、「私、じゃあそれを利用してみようか」、赤ちゃん訪問なんかは育児に困っていると無料で1時間ぐらいとか、2時間ぐらいやってくれるという政策が市の中にあるようですので、そういうようなものがあって対策を練っ

て、言葉がけでいけるといいのではないかというようなことを思います。何か具体的なお話が、ここでいい参考のお話が聞けたらありがたいなと思って来たわけですが、もしわかりましたら教えていただきたいとします。

事務局：包括支援センターです。先ほど、介護負担を減らすために介護サービスをとるのは、大体介護認定がついている方に起こった虐待経験についてなんです。介護認定がついてない方に対する虐待というのは、多くが特徴的なのは障害があるお子さんによる虐待とか、あと例えば、引きこもりのお子さんによる虐待とか、そういうような例がかなりあります。そういうときには、やはり、これを使ってくださいというようなものは、示すことが簡単にはできないので、それこそ関係者、例えば、障害のある方だったら障害支援センターと何度も会議をして、こういうふうにしたらどうかというようなことの対策を練りながらやっていくしかないで、ケース・バイ・ケースで、その関係者で集まって対応していくというようなことが多いかなと思います。どうでしょうか。そんなことで大丈夫でしょうか。

委員：もっと突っ込んで言うと、その方が今の企業の中の正規社員なのか、非正規社員なのか。あるいはきょうも新聞に、介護の相談が始業初めから連続か、または就業時刻までの連続性がということで、中間の中抜けはまだ認めていませんよというお話です。逆に施設の方、ケアマネジャーのような方は、真ん中が暇にというとおかしいけれども、朝早くから夕方ばかり集中してしまって、逆にそういう施設の方も大変だなと、頭の中で思ったのですけれども、何かいい分散の仕方もないのかなと思ってみたり。真ん中だめと書いてあったよ、きょう。と思ったけれども。

事務局：介護休暇のことを多分言われて…。

委員：何か新しくできるということで。例えば、朝から連続して8時勤務だったら、8時間連続してだったらいい。あるいは夕方の5時までだったら、3時から5時まではいいいけれども、私は1時から2時までやりたいわというのは、新聞によると、それはまだ認められないというようなことが出たものですからね。それは…的な問題になってきますので。いいですよ、別に。それより磐田市ね。何か具体的にこういうことがあると、「ああ、私相談してみようか」というような施設があれば、うれしいなと思って聞いてみたものです。

事務局：そのほか全体を通してでも結構ですし、それぞれ委員さん、本日大勢の方がおみえになっていまして、それぞれの立場で虐待であるとか、差別解消に関する日ごろからの取り組みの中で何か意識していることでも結構ですので、何か御意見等も含めてございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、皆様ありがとうございました。今後とも皆様とは連携をして対応していきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

以上をもちまして、令和元年度磐田市高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク会議を閉会といたします。

本日はありがとうございました。